

●香川県告示第60号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

香川県直島町4049番地1

三菱マテリアル株式会社直島製錬所 所長 飯田 修

(2) 事業場の所在地及び名称

香川県直島町4049番地1

三菱マテリアル株式会社直島製錬所

(3) 特定施設に関する事項

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機	
能	力	8 m ³ /時 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後1箇月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5~7	5~7
	化学的酸素要求量 (mg/L)	200	600
	浮遊物質 (mg/L)	10,000	20,000
	窒素含有量 (mg/L)	100	200
	りん含有量 (mg/L)	5	10
	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	2	12
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		40	60

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排 出 水 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.6~8.6	5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2	10

浮遊物質	(mg/L)	22.995	30
窒素含有量	(mg/L)	10	20
りん含有量	(mg/L)	1	5
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.008	0.05
鉛及びその化合物	(mg/L)	0.04	0.1
砒素及びその化合物	(mg/L)	0.04	0.1
セレン及びその化合物	(mg/L)	0.05	0.1
銅含有量	(mg/L)	0.03	1
亜鉛含有量	(mg/L)	0.3	2.0
排水の量	(m ³ /日)	345,390	355,290

区 分		第 3 排 水 口	
排水	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	5.6~8.6	5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2	10
	浮遊物質 (mg/L)	22.421	30
	窒素含有量 (mg/L)	10	20
	りん含有量 (mg/L)	1	5
	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.027	0.05
	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.04	0.1
	砒素及びその化合物 (mg/L)	0.04	0.1
	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.05	0.1
	銅含有量 (mg/L)	0.32	1
	亜鉛含有量 (mg/L)	1.3	2.0
排水の量	(m ³ /日)	92,098	107,058

他に排水口が1箇所（休止中）ある。

（備考）今回の特定施設の設置は、更新であり、設置する特定施設の使用方法及び能力は廃止する特定施設と変更はないことから、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成25年2月8日から同年3月1日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

直島町環境水道課